

地域産業委員会 令和3年3月8日
地域力推進部 資料31番
所管 地域力推進課

「大田区子ども・若者計画」の策定について

1 趣旨

子ども・若者を取り巻く環境は、子どもの貧困、いじめや不登校件数の増加、引きこもりの長期化、情報通信技術の普及に加え、新型コロナウイルス感染拡大による社会経済情勢への影響等、急速に変化すると共に、子ども・若者の抱える課題は複雑・多様化している。

次代を担う子ども・若者が、希望を持ち未来を切り拓いていく力を育むため、様々な課題に対応する区の総合的な指針を示すため、「大田区子ども・若者計画」を策定する。

2 位置づけ

子ども・若者育成支援推進法第9条に基づき、国の「子ども・若者育成支援推進大綱」及び東京都の「東京都子供・若者計画」を勘案し策定する。

3 対象

乳幼児期から青年期（0歳～29歳）とするが、社会情勢の変化等を勘案し、施策によってはポスト青年期（～39歳）も対象とする。

4 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

5 基本的考え方

(1) 目指す青少年像

「心身ともに健やかで、地域社会の一員としての自覚や他者への思いやりの心と規範意識を持ち、自立的に行動できる青少年」

(2) 基本目標

- I 青少年の健やかな成長と社会的自立を支援します
- II 支援を必要とする青少年やその家族をサポートします
- III 青少年の健やかな成長を地域で支えるための環境を整備します

(3) 計画推進における基本的視点

- ①多様性と一人ひとりの最善の利益を尊重する視点
- ②一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援の視点
- ③社会全体で支援に取り組み誰一人取り残さないという包摂的支援の視点
- ④新型コロナウイルス感染症を契機とした新たな発想に基づく対策の視点

6 区民意見公募手続き（パブリックコメント）の実施結果 別紙1のとおり

- (1) 実施期間 令和3年1月14日（木）から令和3年1月28日（木）まで 15日間
- (2) 意見の提出方法及び提出者 電子申請14名、FAX2名、窓口1名 計17名（39件）
- (3) 区民説明会（説明動画の配信） YouTube 大田区チャンネルで配信 再生回数203回

7 計画（案）本編

別紙2のとおり

8 今後の予定

- 令和3年3月15日 大田区青少年問題協議会における最終審議
- 〃 3月下旬 区長決定
- 〃 4月下旬 製本、公表